



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第8号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「助成金の支給実績等提出書」を「助成金の支給実績提出書」に改め、同条第5項中「認定特定非営利活動法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同項の表中

「 認定を受けた場合 仮認定を受けた場合 」	を	「 認定を受けようとする場合 特例認定を受けようとする場合 」	に改め
---------------------------------	---	--	-----

る。

第21条(見出しを含む。)中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に改める。

様式第16号中「仮認定の」を「特例認定の」に、「仮認定を」を「特例認定を」に、「認定取消の」を「認定取消しの」に、「取消の日」を「取消しの日」に、「取消を」を「取消しを」に、「仮認定取消の」を「特例認定取消しの」に改める。

様式第18号から様式第20号までの規定中「(仮認定特定非営利活動法人)」を「(特例認定特定非営利活動法人)」に改める。

様式第21号を次のように改める。

(様式第21号)(第20条関係)

助成金の支給実績提出書

年 月 日

長野県知事 殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地  
(特例認定特定非営利活動法人) 名称

代表者氏名 ㊦

電話番号

特定非営利活動促進法第55条第2項(特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第55条第2項)の規定により、助成金の支給を行ったので、同法第54条第3項に規定する書類を提出します。

様式第22号中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に、「仮認定を」を「特例認定を」に、「仮認定の」を「特例認定の」に、「は仮認定」を「は特例認定」に改める。

様式第23号中「(仮認定特定非営利活動法人)」を「(特例認定特定非営利活動法人)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

県民協働課

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第9号

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年長野県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、年金受給権者が長野県内に住所を有する場合は、当該住民票の写しを添えないことができる。

様式第13号中「 ) 氏名 」を「 ) 氏名 電話番号 」に改め、同

様式の添付書類中「(添付書類) 住民票の写し」を

「(添付書類) 住民票の写し。ただし、年金受給権者が長野県内に住所を有する場合は、当該住民票の写しを添えないことができます。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第4号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表)(第2条関係)

階級等別 区分	警察官						警察官以外 の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
長野県警察本部	77人	118人	375人	278人	171人	1,019人	287人	1,306人
長野県警察学校	2	3	12	1		18	4	22
警察署	42	133	618	759	748	2,300	158	2,458
初任科生					150	150		150
合計	121	254	1,005	1,038	1,069	3,487	449	3,936

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

警務課

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部

を改正する規則

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則(昭和32年長野県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の任用係の項中「5 勤務延長の実施に関する事項」

を

「5 人事行政に関する調査及び人事に関する統計報告の作成に関する事項  
6 勤務延長の実施に関する事項」

に、「6」を「7」に、「7」を「8」に改め、同表の審査給与係の項中

「10 人事行政に関する調査及び人事に関する統計報告の作成に関する事項  
11 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使に関する事項」

を

「10 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使に関する事項」

に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の任用に関する規則及び職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則及び職員の配偶者同行休業に

関する規則の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第24条第10号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

(職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第2条 職員の配偶者同行休業に関する規則(平成26年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第6条第2号」を「第7条第2号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局